

事務連絡
平成18年7月7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、同事務連絡の別添1の2に下記を追加し、別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

- (14) 台湾産マンゴー及びその加工品（シフルトリン、シペルメトリン）
別表17に掲げる輸出業者から輸出された生鮮マンゴーに限る。